

第 39 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 8 月 2 日（火） 10：00～15：40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、野村武司構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 6：サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）本件については、関係団体や自治体の意見を聴取しながら検討を進めていくとのことであるが、検討に際しては審議会等で審議するのか。

（厚生労働省）審議会ではなく、厚生労働省で実施している調査事業を活用したい。

（高橋部会長）調査事業とはどういうものか。

（厚生労働省）厚生労働省では、毎年、色々なテーマに基づいて調査研究を行っているので、養護老人ホームをテーマの 1 つとして取り上げ実態を把握するとともに、関係団体や自治体の意見も伺いながら、養護老人ホームの果たすべき役割等の方向性も含め、提案についても検討を進めていきたい。

（高橋部会長）いつから調査事業を始める予定なのか。

（厚生労働省）来年度の早々に着手したい。

（高橋部会長）来年度の調査事業の予算がついたときから調査を始めるということか。

（厚生労働省）調査はそうなると思うが、それ以外に今年度中に情報収集等は実施していきたい。

（高橋部会長）調査事業の結論はいつごろ出るのか。

（厚生労働省）調査事業は通常、当該年度中に結論が出るということになっている。

（高橋部会長）平成 29 年 12 月末の閣議決定には間に合わないということか。

（厚生労働省）調査の進め方次第だと思うが、通常は年度末に結論が出ることが多い。したがって、平成 29 年 12 月に間に合うかどうかについては調査してみないとわからない。場合によってはその時期であれば目途が見えてくることがないとも限らないので、そのあたりもよく検討していきたい。

（大橋構成員）時間をかけて検討することもわかるが、例えば通知等で養護老人ホームを本体施設としたサテライト型養護老人ホームの設置に手を挙げたところに認めていくなど、提案の実現については、少し前倒しして年内の閣議決定に間に合うように検討することはできないか。

（厚生労働省）特別養護老人ホームができた後、養護老人ホームの役割がはっきりしなくなっている。養護老人ホームは自治体が措置で入所させる施設であり、提案団体はある程度目的意識を持っていると思うが、自治体によっては養護老人ホームの活用状況が非常に低調であることから、自治体から提案があったので認めるというのはいかなるものかなと思っており、まずは養護老人ホームがどういう機能を果たすのかということをはっきりさせていきたいと考えている。特別養護老人ホームに入れない所得の低い高齢者もいることから、養護老人ホームには一定の役割があるのではないかと考えているので、機能の整理を少し丁寧にやっておかなければならないと思っている。

（厚生労働省）このサテライト型の意味は、本体と一体的な機能が認められることによって特に人員配置を少し緩められるという法的な効果がある仕掛けで、今は省令で決めている。法的な効果があることを考慮すると、手法としては、恐らく通知ではなく、省令を変えざるを得ないと考えている。養護老人ホームは、数ある社会福祉施設の中でも特に地方公共団体の判断に委ねられている類いのものなので、しっかりと議論をしなければ

ならない。

(高橋部会長) 措置入所の対象の施設は、養護老人ホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの全てか。
(厚生労働省) 措置入所の対象は養護老人ホームのみで、特別養護老人ホームと介護老人保健施設は基本的にいわゆる契約の形をとっている施設になる。

(高橋部会長) 措置入所の対象の施設は特にしっかりと役割を整理しなければならないということか。

(厚生労働省) 養護老人ホームは、純粹に契約ではなく、措置の形をとっているため、他の施設以上に自治体のいろいろな意見を聞かなければならない。

(高橋部会長) 平成 29 年 12 月末までに結論が出ないということになると、提案から 1 年半も経過していることになり、提案団体としてはなかなか納得できないところがあると思う。来年度の調査事業を活用するにしても、早急に結論が出せるように検討することはできないか。

(厚生労働省) 了解した。

(大橋構成員) 今回の提案の実現に向けて、省令で示されている本体施設の中に養護老人ホームを追加するという形を考えているのか。それとも、自治体の意向を尊重するという意味で、今の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと位置づけを変える形を考えているのか。どちらの方法でも今回の提案に応えることはできると思うが、その見通しを聞かせてほしい。

(厚生労働省) 現時点では、省令で書いてある限定列举の書き方に養護老人ホームを加える方法を考えている。「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更は、ほかの施設類型との均衡や、介護報酬制度との絡みを考慮すると、現時点では消極的に考えているが、その点も含めて、よく検討していきたい。

(高橋部会長) ある程度整理がつけば、当該施設の基準について、自治体の裁量、条例の制定の裁量に委ねる部分があってもいいのではないかと考えている。「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更の可能性についても、調査事業の中で考えていただき、その辺も含めてまた議論したい。

(大橋構成員) 措置制度で自治体の意向が大事ということであれば、ぜひ自治体の意向に沿った政策がとれるようにしていただきたい。ただ省令で本体施設の範囲に限定がかかっており、今は養護老人ホームを本体施設としたサテライト型養護老人ホームを設置することで養護老人ホームの拡大を図ろうと思ってもできない状況があるので、そのところは経過的にできるような方策を考えの中に入れて、養護老人ホーム制度の見直しをお願いしたい。

<通番 7：指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 今年度中に解釈通知を改正し、周知することのだが、具体的にはいつごろまでに改正・周知する予定なのか。

(厚生労働省) 現時点でいつまでに行うと明言できないが、年度末までかかるというものではないと思っている。

(高橋部会長) 本年 12 月末の閣議決定に間に合うように取り組んでいただけないか。

(厚生労働省) 厚生労働省としても社会福祉法人のスペースが地域の交流の場となることは、社会福祉法人にとっても地域の人にとっても良いことで、こういったことは進めていかなければいけないと考えており、趣旨を鑑みると、今の解釈通知はいかがなものかと思っているので、できるだけ早く取り組んでいきたい。

(大橋構成員) 参酌すべき基準として規定されている当該条文は、ただし書きまでつけて柔軟な内容になっているが、それを具体化する解釈通知には、「共用は認められない」と厳格に書かれており、これを見ると、解釈通知の段階で非常に厳格になったような印象を与え、地方公共団体の自由な活動を縛ることになると思うので、ぜひ解釈通知を見直していただきたい。

また、省令第 67 条の中に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在していて、地方公共団体の方からすると、この第 67 条第 3 項自体が「参酌すべき基準」であることをなかなか理解できず、先ほどの解釈通知で「認められない」と言われてしまうと、ほとんど「従うべき基準」のような印象を持ってしまっているのではないかと。

一つの条文の中に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在することで自治体の側で混乱が生じている可能性があるため、そこも明確にわかるように通知等でしっかり示していただきたい。その上で、「参酌すべき基準」のもとで具体化した解釈通知であるということがわかるように配慮していただきたい。

(厚生労働省) 2 点あって、1 つは今回の見直しの時に解釈通知そのものをわかりやすいものにさせていただきたい。

もう 1 つは、ご指摘のとおり、省令の同じ条文の中に、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在して

いるものがあるので、ここは「従うべき基準」、ここは「参酌すべき基準」ということがわかりやすくなるように、通知などで示すなど、誤解が生じないようにしたい。

(高橋部会長) 解釈通知の書き直しの方向性としては、配布資料にあるように、事業所の通いサービスの定員が少ない場合など、指定小規模多機能型居宅事業所の居間及び食堂の機能を十分に発揮し得る場合については共用することは可であるという旨を記載していただくということによろしいか。

(厚生労働省) 概ねその様な方向性となる予定である。

<通番 28 : 70 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化 (厚生労働省) >

(高橋部会長) 平成 30 年度から市町村国保の都道府県化にあわせて、支給申請手続きの簡素化についても検討していただけないかということによろしいか。

(厚生労働省) 現在、市町村国保の都道府県化に向けて、自治体と緊密に協議をしている。支給申請手続きの簡素化についてもその俎上にのせて、全国的な制度とするのか、それとも保険者の任意ということにするのかということも含めて、自治体と協議していきたい。

(高橋部会長) 支給申請手続きが簡素化されるのは、平成 30 年 4 月ということか。

(厚生労働省) 市町村国保の都道府県化は平成 30 年 4 月である。支給申請手続きの簡素化については、平成 30 年 4 月よりも前に実現できることも含めて、自治体とも協議はしていきたい。

(高橋部会長) 平成 30 年度の市町村国保の都道府県化に向けて、準備期間も含めると少なくとも 1 年前には、制度改正のしっかりとした仕組み、枠組みができあがっていないといけないのではないのか。

(厚生労働省) 支給申請手続きが簡素化される場合、システム改修がどこまで必要となるか現状では不明であることから、現時点では平成 30 年 4 月より前に提案を実現できるか明言できない。遅くとも平成 30 年 4 月までに何らかの方針はお示しできるようにしたいと考えている。

(高橋部会長) 提案実現に向けた方向性だけでも前倒しで示すことはできないか。

(厚生労働省) 提案されている運用を行うために仮にシステム改修が必要な場合、システム改修に要する期間も必要であることも踏まえ、方向性は出来るだけ早く、平成 28 年のうちにお示ししたいと考えている。

(高橋部会長) 経済・財政再生計画改革工程表では、高額療養費制度の在り方の見直しについて平成 28 年末までに結論を得ることになっているが、これはどういうものか。

(厚生労働省) 高齢者は現役世代に比べて高額療養費の負担限度額が低い状況であることに加えて外来特例もあるため、制度を見直す余地があるのではないかと経済財政諮問会議から指摘されている。これについては、経済・財政再生改革工程表にあるように、平成 28 年内に見直すかどうかを含めて、社会保障審議会医療保険部会で結論を出していく予定である。

(高橋部会長) 支給申請手続きの簡素化についても、それに併せて検討できないか。

(厚生労働省) 社会保障審議会医療保険部会では、今ある区分や金額についてどうあるべきかといった制度の在り方を検討しており、遅くとも平成 28 年末までには結論を出すことになっている。今回ご提案いただいている支給申請手続きの簡素化についてはそれとは別の論点であると考えているが、遅くとも平成 28 年内には方向性をお示ししたいと考えている。

(高橋部会長) 社会保障審議会医療保険部会で検討していくという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 同部会は制度について検討する場であり、支給申請手続きの簡素化は事務的な論点であるため、それとは別に自治体と協議していきたい。

(高橋部会長) それでは、平成 28 年末までの検討をよろしくお願いしたい。

(大橋構成員) 後期高齢者医療制度において、高額療養費の支給申請手続きの簡素化を可能としているのは、平成 21 年 5 月 11 日保高発第 0511002 号「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」が制度的な基盤になっているという理解でよいか。

(厚生労働省) そのとおり。後期高齢者医療制度について制度創設時にさまざまな批判等があり、厚生労働省内で利便性向上を検討した結果である。

(大橋構成員) 70 歳から 74 歳の利用者の方の立場に立つと、支給申請手続きが簡素化されることで利便性の向上が非常に大きく図られるが、それが通知レベルで解消できるのであれば、できるだけ前倒しで実現していただきたい。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、現在、市町村国保の都道府県化に向けて、自治体と緊密な協議をしていると

ころである。基本的に高額療養費については、利用者の利便性を高める方向で常に見直しをしてきているので、今回もそのような観点を大切にしつつ、自治体と検討していきたい。

(高橋部会長) 現在、市町村国保の申請単位は世帯ということだが、市町村国保が都道府県化した場合にはどのようなになるのか。

(厚生労働省) 引き続き、申請単位は世帯である。

(高橋部会長) 現在、世帯合算の手続きはどのように行っているのか。

(厚生労働省) 保険者である市町村国保は全てのレセプトを管理しているため、市町村国保において、レセプトを根拠として、世帯合算の手続きを行っている。

(高橋部会長) 市町村国保が都道府県化した場合において、世帯合算の手続きは、支給申請手続きの簡素化を進めるうえでの技術的な障害にはならないという理解でよいか。

(厚生労働省) 市町村国保が都道府県化した場合であっても、引き続き給付主体は市町村であるため、平成30年度からの都道府県化が大きな障害になるとは考えていない。今回、市町村国保の都道府県化といった大きな制度改正があり、自治体と協議しているため、支給申請手続きの簡素化についてもその俎上にのせて、自治体と協議をしていきたい。

(高橋部会長) 保険者の判断によって領収書の添付を省略できることについて、提案団体は領収書の添付が必要だという理解のもとで提案している。よって、再通知することを検討していただきたい。

(厚生労働省) 今後、提案の実現に向けて自治体と協議する中で、提案実現に向けた方向性が決まれば、制度改正に関する通知に併せて領収書の添付が省略できることを通知することも可能である。

(高橋部会長) 全体的な制度改正とは切り離して周知することも検討していただきたい。

(厚生労働省) 提案団体にはすぐにも領収書の添付を省略することについて知らせることはできる。

(高橋部会長) 同じような理解をしている市町村も多数あると考えられることから、次のヒアリングまでに、すべての市町村に通知することも検討していただきたい。

<通番31：市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大（厚生労働省）>

(高橋部会長) 実施要領を改正し、通知を発出していただけるという理解でよいか。

(厚生労働省) ウインドマシンは、広く年金記録問題の相談に使用していただきたいので、こちらの意図が市町村に正確に伝わるよう、実施要領を改正したい。

(高橋部会長) 実施要領では年金相談受付票を記入しなければならないことになっているが、これは必要な手続なのか。

(厚生労働省) 年金の相談に来たかどうか後々訴訟になることもある。いつどういう相談を受けたか、そこで誤った相談を受けた、受けなかったということが、不服審査や訴訟になることがあるため、市町村の窓口で年金の相談があった場合には、必ず年金相談受付票を記入していただく必要があると考えている。

(高橋部会長) 市町村は、自らの事務として相談の記録をするべきだと考えるが、国が年金相談受付票という形で記録を残さなければならない必要性はなにか。

(厚生労働省) 年金に関する事務は、基本的には国の事務であり、市町村に協力していただいているとはいえ、国民の方にとってみると、国の事務としての年金相談がなされたということになる。年金相談受付票は、全国で最低限必要な情報を記入し、事跡として残していただく必要がある。

実際、年金は年間に100万人以上裁定しているが、その中には、いつどういう相談を受けたか、そこで誤った相談を受けた、受けなかったということが問題になっていることもあるため、市町村で自由に記録するだけでは、後々の問題には対応することができないと考えている。

(高橋部会長) 実施要領の改正、通知の発出に向けたスケジュールはどのように考えているのか。

(厚生労働省) 平成28年度は現在の実施要領でスタートしているため、遅くとも平成29年度当初から見直したい。平成29年度には完全に見直したいと考えている。

(高橋部会長) 通知を発出するタイミングは平成29年度になるのか。

(厚生労働省) 発出する時期は平成28年度末でも構わない。平成29年度の実施分からは改正後の実施要領でスタートさせ、誤解がないように進めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 平成28年12月末の閣議決定には、平成28年度中に通知を発出するということが記載してもよいか。

(厚生労働省) 平成 28 年度中に周知することを約束する。

(大橋構成員) 上位の基準を変更した際に、それを具体化した基準がその変更に関連していないことがあるため、今回の実施要領の改正に当たっては、実施要領に関連する様々な通知等を含めて見直しをしていただきたい。

(厚生労働省) 実施要領よりも下位のルールはなく、実施要領に詳細に記載されているので、実施要領のみを改正すれば、今後誤解が生じることはないと考えている。

(大橋構成員) 市町村が年金記録全般という形で広く相談を受け付けるとき、市町村は、いつどのような相談を受けたのかを独自の様式で記録しているのではないかと。市町村が相談の基本事項を独自の様式に記録しているのであれば、あえて別文書である年金相談受付票を作成することまでは要求されないという理解でよいか。

(厚生労働省) 様式は年金相談受付票と全く同じでなければならぬわけではないが、年金相談受付票の記録照会同意欄「社会保険オンラインシステムによる年金加入記録照会に同意します。」に署名していただくことが必要である等、通常、市町村が記録として残す項目以外のことも求めているため、仮に市町村が相談の基本事項を独自の様式に記録しているとしても、年金相談受付票の項目は記入していただく必要があると考えている。

(大橋構成員) 市町村の立場からすると、ウインドマシンを使った相談業務を担った場合、市町村の独自様式に加え、類似する年金相談受付票を作成しなければならず手間になると考えられるため、機能がある程度果たされ、記録が残るということが担保されるのであれば、市町村独自の様式でも構わないという理解でよいか。

(厚生労働省) 基本的にはそのとおりである。年金記録をウインドマシンで閲覧することは、市町村の職員でもお客様から同意を得た者以外は許されず、年金相談に当たってウインドマシンを使用する場合には、年金相談受付票の記録照会同意欄「社会保険オンラインシステムによる年金加入記録照会に同意します。」に署名していただくなど、相当厳しい運用が求められている。よって、受付票の様式にはこだわらないが、市町村が独自に作成する様式には、必ず年金相談受付票の項目は網羅していただく必要があると考えている。

(野村構成員) 市町村によっては、ウインドマシンを使った相談以外の一般的な相談についても、この年金相談受付票に記載しなければならないと誤解する可能性があるため、ウインドマシンを使用するときには年金相談受付票が必要なのだということがわかるような様式がよいのではないかと。

(厚生労働省) 「年金相談受付票」といった一般的な用語ではなく、ウインドマシンで年金記録を確認する場合のみの受付票として、限定的な場合しか使わないということを明示し、誤解のないようにすることも当然可能である。

(高橋部会長) では、「年金相談受付票」を一般的な年金相談には必要のない受付票であるということを明示する形で検討していただきたい。

<通番 1：公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) 原則論として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて取得した土地に用途制限をかける本質的な理由についてはどうお考えか。

(国土交通省) もともと譲渡しようとする方に届出の義務を課しており、届出後は協議が終わるまで、売ってはいけないというように個人の権利を制約している。それは昭和47年に、住宅等をはじめとして公共事業がまだ進んでいない中で、その土地を確保するということが非常に必要であるということから、わざわざこういう仕組みを作ったと考えている。

(高橋部会長) 逆に言うと、名古屋市の例で都市計画区域が変更された場合においてもなお、利用が全く見込まれない未利用公有地の用途を制限したままで保有し続けることについては、どういう評価なのかお聞かせ願いたい。

(国土交通省) 現在、人口減少などに伴い都市も縮小し、確かに都市計画区域が縮まった場合もあるのかもしれないが、今回の話のものは全て元々公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて買ったということで、それなりの目的があり買っておられるので、都市計画区域そのものがなくなることがそんなにあるのかなという気がしている。事業として、道路や公園をそこまで造らなくなったということは十分あり得ると思うが、名古屋市の中心部で都市計画区域から外れるということはそもそも考えにくく、我々も理解に苦しんでいる。

(高橋部会長) 一般的に、都市施設から外れるということもあり得るのか。

(国土交通省) もちろん都市計画区域の中で、道路の用地、河川の用地あるいは公園の用地、おそらく名古屋市の笠寺公園の場合で言うと、都市公園施設として都市計画の中に位置づけられていたものを変更され

たのではないかと、この資料からはうかがえる。

(高橋部会長) その場合は、まだ用途制限は外れないということか。

(国土交通省) そうである。

(高橋部会長) 都市施設の予定区域から外れても、まだ用途制限は残っているということで、そのときに、非常に狭隘な土地が残っている状況で、なかなか転用しにくいという主張に対し、どうお考えか。

(国土交通省) この制度の仕組みとの関係になるけれども、元々この買取り協議などには一筆ごとにそれぞれの土地の所有者が売ろうという話があって、どうしても個別の土地がばらばら出てくる。実は平成12年の通知のときから、確実に事業を実施すると見込まれる土地を対象を限定してくださいと自治体にはお願いしている。昭和47年当時などかなり地価が高騰しているときに、ある程度先に押さえておこうということで買われたところもあるのかなという気もしている。

時代の状況は変わってきているが、一筆ごとの土地を全く無秩序に売ってしまうと、公共的な観点は何もなく市街化区域なのだから何でもいいたらうとなってしまう。この法律に基づき協議をして、土地を公共的なものとして買取りに供した売り主には、税制上は譲渡所得の特例というものが講じられており、結局使わなくなったから何でもありとなると、そのことはどう考えるのかということがある。

(高橋部会長) もう一つの論点として、宅地として売却した例が幾つかあるとのことだが、おそらくこれは公有地の拡大の推進に関する法律施行令第5条第1項第3号を根拠にして、認められているのだと思う。ただ、この施行令を見ると、文言上は一般住宅に売れるとは読めないのではないかと。可能であるということの根拠を教えてください。

(国土交通省) 確かにこの記述でいくと、地方公共団体等が行う住宅用宅地賃貸・譲渡事業となっており、ある程度まとまった宅地を住宅に分譲するとか、何か事業としてやるようなイメージがある。そこは実は非常に悩ましいところで、当時の時代背景もあり、住まいを確保していくことが必要ということで、必ずしも市が行う分譲住宅の事業でない場合でも認め、今までは運用されてきていると考えている。

制度の運用に当たっては、一問一答的なものを出しており、元々公共性の高い用地として買い取ったわけで、住宅地として用いると言っておきながら普通の商業施設などになってしまうと、この公有地の拡大の推進に関する法律というものが、結局営利目的の者のためになっているのではないかとということになる。そのため、競争入札や契約に際しては特約を設け、住宅の用に供することということを付して宅地として使われるということの確保に努めているところである。各自治体にもそういう旨のお願いをしている。

(高橋部会長) 公有地という観点から言うと、あまりこういうものについて緩やかに解釈すると運用も混乱する。宅地に限っては規模を問わず民間に売却できるということであれば、そのようなきちんとした条項を一つ設けていただくのが基本的な筋ではないかと思う。

(国土交通省) お話は十分に理解できるところであるが、おそらくお感じになっているのは、本来これは地方公共団体が住宅用地として譲渡するなり、きちんとした事業としてやるような話で、一つの土地ごとに売りに出すようなことはなじまないのではないかと。

(高橋部会長)なじまないのではなくて、読めないのではないかと問うている。

(国土交通省) 確かにそういう気もする。ただ、そこを縛ってしまうと。

(高橋部会長) 地方公共団体がきちんとそれで読めるように政令を改正していただけないかというお願いである。

(国土交通省) 現実にはそういうことも行われている。

(高橋部会長) 地方公共団体が運用に悩まないように、確信を持って運用できるように政令を変えていただけないかというお願いである。

(国土交通省) そのことが本当にその地域における計画的な土地利用というもので誤解というか、混乱を生じないで。

(高橋部会長) むしろ現行のように解釈で運用しているほうが、地域において混乱するのではないかと。政令でできるもの、できないものをはっきりさせたほうが、地域に混乱をもたらさないとと思う。

(国土交通省) 逆にそうなると、そもそも今までの運用でよかったのかという話になり、見直さないといけなくなる。

(高橋部会長) きちんとした議論もなく運用でずるずる拡大しているほうがよほどまずいのではないかと。

(国土交通省) そういう意味であれば、運用というものを改めて見直すということもあるかもしれない。

(高橋部会長) それは地方公共団体の実際の事業のフレキシブルな運用を逆に縛ることになる。実際に今まで認めてきて支障がないということで運用されてきたのだと思うので、きちんと読めるように改正していただくのが筋なのだろう。

(国土交通省) 今回の提案の中では必ずしも住宅地と明記されているわけではないが、そもそもの読み方と言うと、もうちょっときちんとした事業にのっとるのが本筋ではないかという気がしている。そういう観点からすると、これまでの運用を改めることもあっていいのかなという気も個人的にはしている。これは今の先生のお話もあり、よく考えさせていただきたい。

(大橋構成員) 公有地の拡大の推進に関する法律の制度趣旨はわかる。確かにそういう目的で個人に対して届出義務や協議を課して、取得した土地であるということは理解できる。当初はその土地を何に使うという目的が計画などできちんとあって、都市道路や都市施設に使いますという形で土地を取得するわけであるが、御存じのように都市計画道路事業などは実際には進まずに、その後色々な経済状況の変化などがあり、計画が予定していたものとは違う状況にあったりする。そういったことで、国交省でも計画の変更をフレキシブルにして対応していこうということになっているのだと思う。そのときに、この土地がある程度まとまったものであれば種地などにして新しい事業に利用してコンパクトシティ政策に役立てることはあると思うが、今回の提案にあるようなものは、ある程度の大きさのあるまとまった土地ではなく、多くの自治体は塩漬けでそれをずっと寝かせたまま、維持管理費がかかり財務状況を悪くしている。そういった塩漬け土地を、ある程度先進的で意欲のある自治体が入力して、処分するという形で身ぎれいに新しく転換していこうというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であると思う。

地域再生法のスキームに乗るくらいの規模の土地だったらそちらに乗せたらいいと思うが、それに至らない規模の土地をかなり散在して抱えているという状況が、今の運用だと固定化してしまうので、そこを自由にしてリセットするということは、まちづくりの上でも大事な点ではないかと思う。財政的な問題以外でも、その見直しをしてほしいという要望がこの提案の根っこにはあるのではないかと思う。先ほどおっしゃった都市計画区域が云々などという例は置いておくとして、事業計画自体が変更ということはあるわけなので、そういう一環の中で見直しということはできないか。また、私も先ほど議論になった公有地の拡大の推進に関する法律施行令第5条1項3号は、かなり公共が主体の条文になっているので、民間で自由に使うというようには一般的にはなかなか読めず、解釈によって凸凹が出てくるので、直していただいたほうがいいと思う。

(国土交通省) まず1点申し上げたいのは、当初の買い取り目的が達成できない場合には、公有地の拡大の推進に関する法律第9条の1号から4号までのその他の用途に供することは可能であり、実際に行われているところが多い。配布資料4の16ページの仙台市の例などもまさにそうで、泉塩釜線という幹線道路があり、その道路事業の代替地として用意していたが、用地提供者の方の御意向が変わり、そこは改めて仙台市として検討し、消防施設を設置するということになったと聞いている。

もう一つ、長年ずっと抱えた土地があるのではないかという問題意識があるように感じられたが、これについては実はかなり回転している。バブル崩壊後、土地開発公社などでかなり土地を抱えているということが問題になり、特に代替地ということでもかなり前に買ったものがあり、地方自治体にも負担になるということで処理が進められた結果、平成11年と直近の平成26年を比べると8分の1ぐらいまで保有金額が削減されている。主に5年以内の保有土地が多いということで、入ってきたものは基本的には出すということで、事業に確実につなげられており、もちろん長期的にずっと抱えられているところもあるかもしれないが、基本としてはこの制度は非常に役に立っている制度である。

3つ目は散在している土地が地域再生制度などに馴染みにくいというお話かと思うが、配布資料4の17ページの例えば、三浦市や福井県坂井市の事例は、かなり散在しているような土地を全体として活用している。坂井市の事例で言うと、空港が拡張することがないことがわかった時点で、福井県が地元と相談し、別の観点でこれを使っていこうと地域再生事業を活用された。散在しているからといって、地域再生制度を活用できないわけではなく、地域再生計画と言うと、道路と河川などを組み合わせないといけない大きな事業を想像される場合もあるかと思うが、これはそういうものではなく、割と細かいものまで対応している例もある。我々としては、各地域で知恵を出されて努力されているので、こういう使い方もあるよという事例を各自治体に共有し、それぞれの現地での要望に応えるような形を図っていけないかと考えている。

(高橋部会長) 基本的にまだ平行線のところがあるので、事務局とも調整していただいてヒアリングを設定したいと思う。そのときに私からのお願いとして、私権制限といっても基本的には協議の義務付けで、何も土地収用をするわけではなく、そういう意味では根本的な私権制限になっていない。さらに協議についても、税金の優遇という形での協議という優遇した形で制度を仕組まれているという点では、私権制限の性格も考えていかなければいけないと思ったのが第1点である。

次に、市町村が塩漬け土地を維持するために重い財政負担を負っている。そういう状況が本当に公益に資するような制度なのかというのは一つ考えものだと思う。そういう意味で、提案団体もバブル崩壊後の土地開発公社健全化の中で努力したのだけれども、歯抜けのように塩漬け土地が残っており、これが財政負担であるとか、色々な都市計画づくりの上で問題になっているということなので、その辺を踏まえて少しまた再検討していただければと思う。

(国土交通省) 直接のお答えではないが、今ちょうど土地利用の状況が変化しているということを踏まえて、今後の土地利用の検討をしており、ちょうど8月4日に国土審議会の土地政策分科会の報告が出るということになっている。その中で取り組まれている課題として、空き地など使い道がはっきりしない土地が民間の土地でも多々出てきている。土地利用は大きな計画が多く、小さい計画の中において、地域の中で公共的な土地利用をどう図っていくのかを見出すスキームは、まだまだ少ないので、我々としても政策課題として取り組んでいかないといけないと思っている。そういうものを少し整理すると、一つの出口が見出せるのではないかと期待もしている。まだ検討が進んでいないので、その辺も踏まえてもう一度考えさせていただきたい。

<通番26：駐車場出入口設置に係る規制緩和（国土交通省、警察庁）>

(高橋部会長) 今回の仙台市の例に限らず magari かど一般が対象外だということだと思うが、例えば配布資料4にある図において、赤い車が直進する部分に例えば駐車場出入口を設置するといったような場合でも、できないということになる。そういう意味では、青い車の場合と赤い車の場合で同じ駐車場出入口への直進でも危険性の考え方は全然違うと思う。

ちなみに一方通行の道路というのは、幅員6メートル以上はあり得ないのか。

(国土交通省) 全く皆無かどうかは別として、6メートルの幅員があれば、ほとんど対面交通になっている。

(高橋部会長) でも、場合によってはあり得なくはない。

(国土交通省) 道路交通法上どう規制をかけるかということなので、公物管理している私どもからは答えかねる。

(高橋部会長) では、警察庁いかがか。

(警察庁) あり得ないということはない。現場の交通実態で判断される。

(高橋部会長) 一方通行のときも、およそ理論的には排除されることがあり得ると思う。

(警察庁) 路外駐車場の設置が排除されるということか。恐らくそれも排除されるかどうかというのも現場の判断になってくる。

(高橋部会長) 6メートル以上で magari かどであれば。

(警察庁) 路外駐車場の設置の要件が6メートルということになっているので、そういうことになる。

(高橋部会長) 要するに、この道が仮に一方通行であっても、 magari かどの5メートル以内に駐車場出入口を設置するというのは理論上あり得ないということか。

(国土交通省) まず、6メートルかどうかというのは、路外駐車場を設置するときに、道路の幅が幅員6メートル以上でなければならぬということである。一方通行であろうが、相互通行であろうが、6メートル以上ないと、路外駐車場は設置できない。出入口について、 magari かどから5メートル以内の部分に設置できないということについても、いずれにしても同じである。

(高橋部会長) 仙台市の事例が支障になり得るのかという話は別として、交差点について、5メートル以内は個別事情で判断する一方で、 magari かどはおよそどのような形状の場合であっても排除される仕組みになっているというのは、交差点とのバランスにおいては不均衡であり、地方公共団体の駐車場の設置という可能性の点で、 magari かどから5メートル以内への駐車場出入口の設置が理論的にカテゴリー的に排除されているのはいかがなものかと思うが、どうお考えか。

(国土交通省) 交差点の場合との比較について、交差点の場合には、原則5メートル以内の部分には出入口

の設置を認めていないが、大臣認定によって認められる場合がある。通常の十字路のような交差点だと、そこに設置するのは非常に危険であるが、例えば丁字路のような交差点であれば、3方向から車が入ってくるので、丁字路をよけて別途駐車場の出入口を設置するよりも、むしろ丁字路の交差点を十字交差にするような形で、その丁字路のところに駐車場の出入口を設けて、一体で交通処理をするほうが、より安全になってくるといえるケースが考えられる。そういった場合を主に想定し、大臣認定のような制度を設けているというところである。

まがりかどの場合だと、まがりかどにあえて駐車場の出入口を設置したほうがより望ましいということは想定しにくいということで、そこは交差点との違いと考えているところである。

(高橋部会長) 配布資料の図で、青い車が直進してくると危険という話は出た。しかしながら、丁字路で十字交差点のように直進を認めるような形で駐車場出入口を設置するとなれば、この図の青い車と赤い車の交錯とほとんど同じような状態になるのではないか。

(国土交通省) 丁字路の場合は、一時停止や交通規制または信号処理を行うという形で、元々そこで交通の錯綜が生じているので、何らかの安全のための処理をしているのではないかと。これはどちらかというところ、警察庁のほうになるかとは思う。

(高橋部会長) この図で言うと青い車のところに一時停止を設置すれば危険性はぐっと減る。

(警察庁) 一時停止自体は、交差点などには設置できるが、まがりかどに一時停止を設置することにはなっていない。

(高橋部会長) なっていないというのは、法令上不可能なのか。

(警察庁) 法令上である。ただし、信号機を設置した上で、停止をしてもらうということは、法令上排除されていないので、何らかの方法で停止してもらうことは不可能ではない。

(高橋部会長) 交差点と比較してまがりかどがおおよそ理論的にカテゴリカルに排除するような質的な違い、リスクがあり得るかということ、今の御説明を拝聴する限りでは、どうなのかなという気がする。なおかつ、駐車場法施行令第7条第2項で「必要な交通整理が行われること等により」となっているので、必要な交通整理を行うという可能性もあるわけで、場合によっては、警備員を置いて必ず一時停止してもらうといったようなことは考えられるのではないか。

(警察庁) それはまさに路外駐車場を設置される業者の努力にもよるのだろうと思う。ただし、交通整理をしたからといって安全になるのかというのは、それも個別の判断になろうかと思う。

(高橋部会長) まがりかどについてもまさに個別の判断が可能な程度にはリスクが縮減できるのではないか。

(警察庁) 縮減できるのかどうかというのは、実態に応じてみないとわからない。

(高橋部会長) 実態をカテゴリカルに排除するような性格のものでしょうかとお聞きしている。

(警察庁) 当然、まがりかど自体が色々な種類のものがある。

(高橋部会長) 政令で今はカテゴリカルに排除されている。

(警察庁) 場合によっては何かしら安全措置がとれるようなものもあるのかもしれない。

(高橋部会長) そういう意味ではカテゴリカルに排除するような政令でなくても可能だと。

(警察庁) そこは国交省の話なので答えかねる。

(大橋構成員) 駐車場出入口をどこに設置するのかという規制というのは、財産権とか営業の自由の規制になるので、きちんと明確に書くのがルールなのだろうと思う。交差点は定義規定があって、例外的に大臣認定という制度があり、個別に判断してやっていくことが可能である。それと比べて、まがりかどは定義規定がなく、全国駐車場政策担当者会議での説明を見ると、現地での警察部局での確認という事実レベルというか、交渉レベルで要件規定のあり方が決まってしまうというのは、これは規制のあり方としては非常におかしいところがある。

先ほどからずっとまがりかどというものは皆がわかっているという前提で議論をしているけれども、そもそもまがりかどというのはどういうものなのかということもわからないところがある。例えば丁字の交差点のようなところで、信号機もついていなくて、さらに丁字の一方からの流入規制みたいなものも行われていれば、社会的に見たらほとんどまがりかどに見える。交差点との対比で言うと、まがりかどのほうは割と初期の段階でばさっと切られてしまって、例外を検討する余地がなく、拝見したペーパーだと一般的には見通しが悪いとか、一般的にはまがりかど自体が少ないなどという概括的な説明だけある。そういうところを詰めていただいて、最終的に本当に危険なのかどうかということを先ほど示したもら

った図のようなもので図示し、シミュレーションして交通整理などを駆使しても危険が縮減できないリスクが残るということであれば設置できないということになる。そこを正確にもう一回精査してもらえないかという提案なのだろうと思うので、そこら辺を検討していただけるとありがたい。

(国土交通省) まがりかどの定義について、まがりかどという用語自体は、道路交通法上の第44条で、いわゆる駐停車禁止の条文のところ、交差点、それから道路のまがりかどという用語が出てくる。

(大橋構成員) 駐車場法もこれに準拠しているということか。

(国土交通省) これに準拠した形である。ただし、条文の中で明確にまがりかどはこういうところですよと書いていない。

(高橋部会長) 交差点は5項に定義がある。

(国土交通省) まがりかどは条文上に出てくるが、定義は定められていない。私どものほうでは、いわゆる道路の交差がないL字型の道路という認識で普段説明はしており、最終的な判断としては、警察庁のほうでどのように判断されるのかということになるので、そこは実態を見て判断いただくようにという説明をしたということではないかと思っている。

まがりかどと交差点の一番の違いは、交差があるかないかというところで、まがりかどは、交差が発生していないいわゆる1本の道路で、交互なのか、一方向なのかというのはあるが、交差がない状態で曲がっているので視認性が悪い状態のものもある。交差点はもともと道路の交差が発生している状態のものを言うが、そこに危険性の違いがあるのかなと私どものほうでは今、考えているところである。

(野村構成員) まがりかどの定義について、L字型というのは典型で、鋭角に曲がっていればそれは誰が見てもこれは多分まがりかどだと思うが、鈍角に曲がっている場合に、例えば170度とか、160度とか、それは警察庁のほうでまがりかどについて基準はあるのか。

(警察庁) まがりかどという基準を特に設けているわけではないので、現場の判断にはなろうかと思うが、ただ、警察庁として、これはあくまで解釈の話ではあるが、どういうものをまがりかどと言うかということに関しては、直角になっているもの、直角ではないがある程度の急角度で曲がっているようなもの、くの字型で曲がっているようなもの、そういったものをまがりかどと解釈できるのではないかということにはしている。ただし、何度であればそれがまがりかどになるということを各県に示しているわけではない。

(野村構成員) 各現場で判断されているというのは、どういう基準で判断されるのか。

(警察庁) まがりかどですとか交差点ですとか、そういった場所というのは駐停車禁止や追い越しが禁止されている場所と。

(野村構成員) それは結果の問題では。

(警察庁) 交差点については当然定義があるが、まがりかどについてもそこが本当に法定の禁止をかけるような危険な場所かということも含めて各県で判断していると思う。

(野村構成員) 駐停車禁止は別にそれだけではなくて定められることになるので、余りそれは基準にならない。

(警察庁) 基準というか、実際にその場所がどうであるかを判断する際には、そういう場所であれば、駐停車も禁止されるような危険な場所になるので。

(野村構成員) 駐停車が禁止されているからといって、まがりかどではないと思うが。

(警察庁) もちろんそうである。ただ、駐停車が禁止される場所にはまがりかども該当してくるという話である。

(野村構成員) その辺は結果の問題だと思うが、曖昧さは結局抜けない。

(警察庁) もちろん定義をしているわけではないので、あくまでも先ほど申しただけの解釈をこちらから示しているということである。

(野村構成員) それから、先ほどの部会長からの話の続きで、L字型であったとしても一方通行であれば全く危険はゼロに近い。一方通行のL字型でも駐車場出入口が設けられないというのがこの政令の読み方になると思うが、それは全く認められないという理解をされているということで国交省はよろしいか。

(国土交通省) 一方通行か交互通行であるかにかかわらず、まがりかどから5メートルについては設置できないということである。

(野村構成員) つまり、危険性が全くないのに駐車場出入口を設けることができないという理解か。

(国土交通省) ただ、一方通行であっても、そこに横から入ってくる交通や出入りする交通が発生すること

になるので、これが通常のいわゆる直線区間のような見通しのきくところで横から発生してくる場合と、もともと屈曲して見通しのきかないところで。

(野村構成員) でも、それは通常の道路とあまり変わらない。典型的に示された配布資料の図の場合が一番危険だろうというのは、示される前から予想はしていて、案の定これが出てきたという感じである。しかし、一方通行であれば単に道路に合流するに等しいわけで、そういう意味での危険性は全くないとは普通は理解されると思う。

(高橋部会長) 時間がなくなってきたので、今のお話をよく踏まえていただき、その辺を少し検討いただきたい。それで、 magariかどに当たるとされたときにこれがカテゴリカルに排除される。そのところを我々は問題にしているので、政令の書き方を含めて問題意識があるということをお伝えできたと思うので、ぜひ次回に。

(大橋構成員) 道交法の44条は、やはり駐停車禁止の場所を書いてあるだけで、 magariかどについて何も定義はないですね。

(国土交通省) はい。

<通番41：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 基本的には平成30年度までに概ねの結論を出すということであるが、どういう形で調査を行うのか、またそのスケジュール感を教えていただきたい。

(国土交通省) 4月1日に改正通知を出している中で、その中で都道府県、市町村間で調整の上、協議についてルール化することが望ましいとしている。この都道府県、市町村間でのルール化がどれくらい進んでいるのかというあたりを近々調査をかけたいと思っている。

2カ年かけて年度末にこの協議ルールに沿ってきちんと協議が行われていたかどうか、そこで支障事例などが発生していないのかどうかということ調査し、平成30年には結論を出すというスケジュール感を持っている。

(高橋部会長) 平成30年までというのは、平成30年の4月か。それとも12月か。

(国土交通省) 30年の何月というのは示していないが、28年度、29年度の運用状況を見て30年に判断するので、ぎりぎりと言えば30年の12月ということになるかと思う。

(高橋部会長) では、30年12月までということ、これは事務局の認識としてもそういう認識でよいか。

(池田次長) 分権の関係で言うと年末の閣議決定があるので、一定の方向性が出て、そこに結論を書くのであれば、それに間に合うようにという場合に年単位で記すようにはしている。

(高橋部会長) 12月までに結論を出すということで、スケジュールを決めていただければと思う。

それから、運用指針改正後の地方の反応は、まだ必ずしも把握されていないということでもよろしいか。

(国土交通省) 4月1日に通知を出しているが、その後全国都市計画課長会議の場でもこの通知の趣旨について説明をして、地方公共団体ごとにできればルールを作成していただきたいという働きかけをしている。その後、特段これが問題だとかという声は聞かないので、近々に、今どういう検討状況にあるのかを調査したいと考えているところ。

(高橋部会長) 全国都市計画課長会議は基本的に年1回なのか。

(国土交通省) 4月に1度行っているが、別途色々な機会があるので、そういう場を通じて働きかけをしていきたい。

(大橋構成員) 4月1日に改正された運用指針の中身について確認させていただきたい。協議も一定期間内でスケジュール感を持ってやらないとそれ自体が負担になるということもある。標準の処理というか、協議期間を設定することについては関心をお持ちか。

また、審議会にかけるとするのは、これは都道府県ではなく市町村の審議会にかけるという理解でよいか。

(国土交通省) 1点目は、配布資料の下から3行目に「事前協議を含め協議の標準的な協議期間を設定する」ということを推奨する形で、今回改めて書き込ませていただいた。ここまで明確に書いたのは今回初めてで、そこは大橋先生のおっしゃる趣旨のとおりだと思っている。

都市計画審議会については、市町村が決める都市計画についての審議会なので、市町村に都市計画審議会があれば市町村の都市計画審議会、設置していない市町村については都道府県の都市計画審議会が審議

する。

(大橋構成員) 市町村において、都市計画審議会を設置している割合はどのくらいか。

(国土交通省) 正確ではないが、少なくとも過半を超える市町村で都市計画審議会が設置されていると思う。

(大橋構成員) 自ら設置している都市計画審議会にかけるのであれば、市町村の中の自己決定のような気はするが、都道府県の審議会に上げるとなると、また違った面での関与形態のようにも見られかねない。そのところを心配していたが、大抵は設置していると理解した。

(高橋部会長) 市町村の都市計画が都道府県の都市計画審議会に上がる場合の事務局機能というものは、市町村が持っているのか。

(国土交通省) 市町村自らが都市計画審議会を運営し、都市計画決定をするときには、市町村自らが事務局機能を行っている。

(高橋部会長) 市町村の案件が都道府県の都市計画審議会にかかるときは、都道府県が事務局になっているのか。

(国土交通省) それは違う。市町村が行っている。

(高橋部会長) 市町村が事務局的にきちんと委員に説明してやっているということか。

(国土交通省) そのとおり。

(高橋部会長) ちょっとそこは確認させていただきたい。

(池田次長) そこは実態を伺って、先ほどの市町村で都市計画審議会を設置している数などもあるので、また整理したいと思う。

(高橋部会長) 協議のあり方などを示しているのは、分権的にお互いの役割分担をきちんと明確にし、良いことだと思うが、標準処理期間の設定のあり方とか、細かなルールは都道府県ごとにルールを決めなさいとなっている。場合によっては、熱心な都道府県だと、これを根拠に硬直的な運用ルールができてしまう可能性もあるので、その辺のチェックをどのようにしていくのかということについての問題意識をお聞かせいただければと思う。

(国土交通省) 資料にも書いてあるように、都道府県が一方的にルールを決めるのではなくて、都道府県と市町村間で調整の上、ルールを決めてくださいという形にしており、一方的に都道府県が硬直的なルールを決めるなどということはありません。

(高橋部会長) これは47都道府県全て、調査で何か集められる予定か。

(国土交通省) 今回の調査の際には、全都道府県について、そこで設定された協議のルールがどのような定め方になっているのか、どういう状況になっているのかということは確認したいと思っている。

(高橋部会長) それはいつ頃出るのか。

(国土交通省) 調査自体は分権室と事前に調整すると伺っているので、調整した上で、今月、来月という期間の中ではやりたいと思っている。

(高橋部会長) 分権室はどのような認識か。

(池田次長) この件についてこういった形で調査をどのようなスケジュールで行うのかということは、まだお話は伺っていない。これから調整をさせていただく。

(高橋部会長) 来年ももう1回やるという話なので、来年は急いでいただかないといけない。他方、今年は少し時間的な余裕があると思うので、分権室とも相談して、年度内にきちんと結果が出る形をお願いできればと思う。そこは事務局でテークノートしていただきたい。

(伊藤構成員) 新しい運用指針の留意事項の定着状況の評価に関わるところで、色々ルール化をするということや都道府県と市町村で真摯に調整するということが盛り込まれているが、閣議決定の対応方針には町村の自主性を尊重する観点というものがある。この運用指針を見ると、市町村という形で一括りになっていて、本提案は、市は同意が不要という状況で、町村についても同意を外してほしいということを前提とすると、現段階では町村側が色々な意見を出したとしても、最終的に都道府県のほうで同意が得られなければ、都道府県の意向が通るということになるわけである。今後調査を進めていくに当たっては、例えば町村と都道府県の間で意見の相違があり、都市計画が都道府県のほうで最終的に町村の意向というものをあまり反映しない形で、全体として決定したということになると、その町村の自主性を尊重する観点というものがやや都道府県によって否定される可能性が出てくるという状況も考えられる。最終的な定着状況の評価という面では、町村の自主性が尊重されたのかどうかということもきちんと調査の項目に入れて、

最終的な評価を行っていただければと思う。この点について、何か見通しがあればお聞かせいただきたい。
(国土交通省) 今の時点では、まだ分権室と話していないので、具体的な調査項目というものはこれから詰めていきたいと思う。おっしゃることは理解できるので、そういった視点も含めて調査をかけたい。
(高橋部会長) かなり重要な御指摘だったと思うので、その辺も含めて調査方法を調整していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)